

令和 7 年 9 月市議会 総務委員会資料

第101号議案

長崎市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	3 ～ 6
3 新旧対照表	7 ～ 10
【参考】 条例施行規則で制定するもの	11

財 務 部
令和 7 年 9 月

1 改正の概要

(1) 概 要

ア 無線基地局、広告物及び自動販売機を設置する場合の使用料を定めるもの

行政財産の一部の使用料については、これまで条例第2条第1項ただし書の規定に基づき、要綱及び伺定により定めた額を基に算出した額としていたが、今回新たに定めようとする使用料は、恒常的なものであり、条例で定めることが望ましいため、改正を行おうとするもの。

なお、いずれも現行の使用料と同額とする。

行政財産使用料条例

(使用料)

第2条 使用料は、別表のとおりとする。ただし、これにより難い場合は、市長が別に定める。

イ 所要の整備

(ア) 土地の貸付に係る消費税の非課税措置の例外に関する規定の整備

(イ) 字句の整備

2 改正の内容

(1) 無線基地局、広告物及び自動販売機を設置する場合の使用料

ア 無線基地局

(ア) 使用料

1 基につき 1 年 351円

(イ) 使用料の根拠

「無線基地局の道路占用の取扱いについて（平成26年3月26日付け国道利第32号）」及び「道路法施行令及び開発道路に関する占用料等徴収規則に基づく占用料の減免措置等の取扱いについて（令和2年6月5日付け国道利第6号）」に基づき、長崎市行政財産使用料条例（昭和39年長崎市条例第15号）別表「2 電柱等を設置する場合の使用料」の「電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物」の項中「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」の額に 30%を乗じて得た額。

「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」 1,170円 × 0.3 = 351円

※「無線基地局」とは、工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局又はこれに類する小型の無線基地局等（当該無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線を含む。）をいう。

2 改正の内容

イ 広告物

(ア) 使用料

表示面積 1 平方メートルにつき 1 年 4,887円（表示面積：広告物の表示部分の面積）

(イ) 使用料の根拠

長崎市道路占用料条例（昭和38年長崎市条例第5号）別表「道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件」の「看板（アーチであるものを除く。）」の項中「その他のもの」と同額。

ウ 自動販売機

(ア) 使用料

使用面積 1 平方メートルにつき 1 年 12,000円

(イ) 使用料の根拠

平成6年2月時点で使用許可を行っていた自動販売機の設置に係る土地建物使用料（条例別表第1項により算出した額）の平均と他都市の状況を勘案し決定した額。

2 改正の内容

(2) 所要の整備

ア 土地の貸付に係る消費税の非課税措置の例外に関する規定の整備

消費税法の規定により、土地の貸付に係る消費税は非課税とされているが、貸付期間が1月に満たない場合及び駐車場など施設の利用に伴って土地が使用される場合は例外とされており、他条例と規定を揃えるため改正を行うもの。

改正後	改正前
<u>消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くもの</u> についての使用料は、その額に100分の110を乗じて得た額	<u>土地のみを1月未満使用する場合の使用料は、その額に100分の110を乗じて得た額</u>

イ 字句の整備

本条例における表現を統一するため、別表第2項中の字句を整備するもの。

改正後	改正前
使用面積1平方メートルにつき1年	占用面積1平方メートルにつき1年

2 改正の内容

(3) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日 ((2)の規定は公布の日)

(4) 経過措置

この条例の施行の際現に改正前の長崎市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項ただし書の規定に基づく許可を受けて使用しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

3 新旧対照表

改正後	改正前												
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)												
1 土地、建物その他の物件を使用する場合の使用料	1 土地、建物その他の物件を使用する場合の使用料												
<table><tr><th>土地 (1年につき)</th><th>建物 (1年につき)</th><th>その他の物件 (1年につき)</th></tr><tr><td>使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料は、その額に100分の110を乗じて得た額))</td><td>使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に左欄に定める額を加算した額に100分の110を乗じて得た額</td><td>使用する物件の価格に100分の30を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額</td></tr></table>	土地 (1年につき)	建物 (1年につき)	その他の物件 (1年につき)	使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料は、その額に100分の110を乗じて得た額))	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に左欄に定める額を加算した額に100分の110を乗じて得た額	使用する物件の価格に100分の30を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額	<table><tr><th>土地 (1年につき)</th><th>建物 (1年につき)</th><th>その他の物件 (1年につき)</th></tr><tr><td>使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額(土地のみを1月未満使用する場合の使用料は、その額に100分の110を乗じて得た額)</td><td>使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に左欄に定める額を加算した額に100分の110を乗じて得た額</td><td>使用する物件の価格に100分の30を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額</td></tr></table>	土地 (1年につき)	建物 (1年につき)	その他の物件 (1年につき)	使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額(土地のみを1月未満使用する場合の使用料は、その額に100分の110を乗じて得た額)	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に左欄に定める額を加算した額に100分の110を乗じて得た額	使用する物件の価格に100分の30を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額
土地 (1年につき)	建物 (1年につき)	その他の物件 (1年につき)											
使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料は、その額に100分の110を乗じて得た額))	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に左欄に定める額を加算した額に100分の110を乗じて得た額	使用する物件の価格に100分の30を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額											
土地 (1年につき)	建物 (1年につき)	その他の物件 (1年につき)											
使用する土地の価格に100分の3を乗じて得た額(土地のみを1月未満使用する場合の使用料は、その額に100分の110を乗じて得た額)	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に左欄に定める額を加算した額に100分の110を乗じて得た額	使用する物件の価格に100分の30を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額											
備考 [略]	備考 [略]												

3 新旧対照表

改正後				改正前			
2 電柱等を設置する場合の使用料				2 電柱等を設置する場合の使用料			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物	[略]	[略]	[略]	電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱その他これらに類する工作物	[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	[略]		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	無線基地局	1基につき1年	351		[新設]		

3 新旧対照表

改正後				改正前			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	[略]	[略]	[略]	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
広告物		表示面積1平方メートルにつき1年	4,887	[新設]			
自動販売機		使用面積1平方メートルにつき1年	12,000	[新設]			
備考 1～3 [略]				備考 1～3 [略]			

3 新旧対照表

改正後	改正前
4 「無線基地局」とは、工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局又はこれに類する小型の無線基地局等(当該無線基地局に附帯するアンテナ、配管及び配線を含む。)をいう。 5 「表示面積」とは、広告物の表示部分の面積をいう。 6 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数は、月割によつて計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。<u>ただし、自動販売機を設置する場合において、1月未満の端数があるときは、1月を30日とした日割計算とする。</u> 7 長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 8 面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 9 消費税法第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。<u>ただし、自動販売機を設置する場合は、この限りでない。</u> 10 この表により算定した額に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 [以下略]	[新設] [新設] 4 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数は、月割によつて計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 5 長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 6 面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 7 使用期間が1月未満のときは、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。 8 この表により算定した額に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 [以下略]

【参考】 条例施行規則で制定するもの

使用料の減免については、条例に基づき、規則に制定する。

また、使用料の減免率は、受益者負担の適正化に向けた全庁統一的な考え方である「使用料・手数料の算定方針」に合わせた率とする。

規則案

対象	用途	減免率
他の地方公共団体及び公共団体が使用する場合	直接公用又は公共の用に供する場合	10割
	公益事業の用に供する場合	5割
市内に所在する公共的団体が使用する場合	直接公共の用に供する場合	10割
	公益事業の用に供する場合	5割

行政財産使用料条例

（使用料の減免）

第4条 他の地方公共団体、公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に使用するとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。